

「真実の声」による組織破壊を許さず 組合員と共に歩む東労組運動を推し進めよう!!

JR 東労組が組織破壊と断定したホームページ「真実の声」の発信者が「東京地本の役員」であったことが判明しました。

JR 東労組本部はその「事実」を確認し、8月22日に行われた第3回中央執行委員会で5項目の事柄を決定し、指令7号を発出しました。

—指令7号—

- 1 . 畠山浩信君の中央執行部員を解除する。
- 2 . 東京地方本部に畠山浩信君の地本特別執行委員の任を解除することを求める。
- 3 . 畠山浩信君に「真実の声」の閉鎖を求める。
- 4 . 中央本部は畠山浩信君に対し、雇用と勤務に関する規則第25条2項に基づき、2019年8月23日から懲戒処分決定まで出勤停止を命ずる。
- 5 . 12地方本部は指令の内容を全組合員へ周知し、組織破壊を許さない体制を構築すること。

【中央執行委員会での主な議論】中央本部は「真実の声」を組織破壊と断定し『新生JR東労組運動と12地本の団結を破壊する「真実の声」を許さない中央本部見解』を発出してきました。同時に、指令20号を発出し、全12地本が組織破壊と確認された「真実の声」に対して見解を明らかにしてきました。これまで「真実の声」は、投稿者が匿名であることをいいことに、多くの組合員が誹謗中傷を受ける中、山口中央執行委員長も人身攻撃を受け、個人訴訟を行ったところ「真実の声」の発信者は、中央執行部員の指定を受け、東京地方本部に派遣され、特別執行委員として企画部次長に就いている畠山浩信君であったことがわかりました。畠山浩信君が全12地本で組織破壊と確認した「真実の声」に加担していたことは、組織破壊以外のなにもものでもありません。しかも、畠山浩信君はJR東労組に雇用されているながら、JR東労組の名誉を著しく汚し、社会的信用を失墜させ、機関役員として団結または統制を乱しました。中央執行委員会は、畠山浩信君を組織破壊者と断定し、中央執行部員の解除を満場一致で確認しました。東京地方本部にも、畠山浩信君の特別執行委員の指定の解除を行うことを指令します。畠山浩信君が行った行為は、犯罪行為であり、中央本部はこの犯罪行為を許すわけにはいきません。中央執行委員会は、畠山浩信君に直ちに「真実の声」を閉鎖することを求めます。中央執行委員会は、畠山浩信君に対し、雇用と勤務に関する規則第25条2項（懲戒の種類）「前項による懲戒手続進行中においては、その決定まで出勤停止を命ずることができる。」を適用し、2019年8月23日から懲戒処分決定まで出勤停止を命ずることを確認しました。

中央本部は嘘と誹謗中傷を繰り返す「真実の声」を組織破壊と断定する本部見解を発出しました。その見解を受け、秋田地本も、「真実の声」を組織破壊と断定する見解を発出し、闘いを進めてきました。JR東労組の名誉を著しく汚し、社会的信用を失墜させ、団結・統制を乱す行為は許されません。ましてや、中央執行部員として東京地本に派遣されている責任の大きさを考えれば、組織破壊者と断定せざるを得ません。

秋田地本として、この事実を全組合員に明らかにし、組織破壊を許さないたたかいを更に強化していきます!!

嘘・誤魔化しの無い「新生東労組運動」で 組織強化・拡大を勝ち取ろう!!